

## 第2次ヒアリング質問事項（第17回WG2004.10.28ヒアリング分）

### 運転免許試験【警察庁】

当該試験および免許更新事務をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、ご教示願いたい。

当該試験において仮免許以外の学科試験について外部委託が進んでいないが、それらの民間開放を進めることについて貴庁の見解を伺いたい。また、今後、当該試験全般について、外部委託をさらに拡大することの可否につきご解答願いたい。

運転免許証の更新事務において、交通安全協会以外の組織による参入が進むような具体的な制度設計について貴庁の見解を伺いたい(制度上可能であるにもかかわらず、参入が進まないことに対する改善策、例えば競争入札の促進等)。

### 自動車等の検査【国土交通省】

自動車道（道路運送法第2条第8項）に求められる安全基準が、日本道路公団等の管理する有料道路に求められるそれと同等のものであれば、まず、自動車道に係る検査業務と、日本道路公団等の管理する有料道路に係る国土交通大臣の検査業務の両者を集中させることは可能であり、検査件数をまとめた上で民間開放すれば効率的と考えるが、検査業務の集中、民間開放それぞれについて貴省の見解を伺いたい。

### 動植物検疫【農林水産省】

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

公権力の行使や行政処分をなし得る主体が公務員であるという必然性はないため、仮に検査と厳格な措置（殺処分、焼却命令等）が一体的に行われることが必要であるとすれば、一定の守秘義務等を課して国家公務員同等の中立性・公平性を確保した上で、検査のみならず処分権限の行使も併せて民間に開放することが適当であると考えているが、この点についての見解如何。

「中間とりまとめ」に対する貴省の「世界各国においても検疫機関は国家機関として設置・運営され、国際的な取決めや二国間の合意に基づく仕組みの下、相互の信頼関係に基づいて検疫業務を行っており、これを民間の主体に委ねることは妥当ではない」との意見に関連して、検疫業務の主体を公務員に限定した二国間の合意又は国際的な取決めは存在するか（前回のヒアリングで言及された国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention）及びOIE（国際獣疫事務局）の国際動物衛生規約（Terrestrial Animal Health Code）を除く。）

「水際において高い検査精度を維持するためには、家畜伝染病・植物病虫害の同定、海外における家畜伝染病・植物病虫害情報収集等国際的な連携、及び全国的な素早い連絡機能等の広範なバックアップ体制といった一体的な連携が肝要であるが、これらの一体

的な体制を民間が有するには相当な期間が必要であり、困難である。」とのことであるが、現に貴省において有している「一体的な体制」の具体的内容についてご説明願いたい。例えば「全国的な素早い連絡機能等の広範なバックアップ体制」とは、具体的にどのような体制が整備されているのか。

#### 農機具の検査【農林水産省】

貴省は、当該検査の主目的として安全性の確保を挙げているが、全量検査ではなく任意検査に過ぎず、かつ年間 400 件もの死亡事故が発生している状況を踏まえれば、検査が機能しているとはいえないと考えられるが、貴省の見解を伺いたい。

農機具の安全性を高めるためには、国による事故情報の収集のみならず、情報の民間各社との共有等による事故原因の分析が必要と考えられるが、貴省はそのような制度を検討されているのか。

国の関与は、当該検査の指針を示せば十分で、国自身が検査を行う必然性はないと考えられるが、貴省の見解如何。

制度発足後 40 年以上が経過し、設立当初の意義も薄れ、かつ検査の実効性にも疑念があることから、当該検査は廃止すべきとの結論も考えられるが、貴省の見解如何。

#### 国有財産実地監査【財務省】

国有財産に係る実地監査事務については、民間人でも法律、会計等に通じた者であれば、事前準備、実地監査（現地の実態把握）から改善要求に至るまでの一連の事務を遂行することは可能であり、「実地監査による実態把握と法令判断は表裏一体の関係にあり、一体で行うべき行為である」との貴省の見解に従えば、これら一連の事務を民間に開放することが妥当と考えるが、貴省の見解を伺いたい。

改善要求は引き続き公務員が実施するとして、少なくとも実地監査（現地の実態把握）に係る事務に関しては民間に開放することについて貴省の見解を伺いたい。

#### 航空管制【防衛庁】

国土交通省によれば、今後の羽田再拡張事業等による航空交通量の増加に対応するためには、自衛隊等の訓練空域も含めて空域を最大限に有効活用することが必要不可欠であるとのことだが、同省との空域の利用調整の現時点での進捗及び今後の見通しについて伺いたい。

我が国の航空管制実施主体の一元化を進める上で支障になると考えられる点は何か。また、その解消に向けて、貴庁としてはいかなる方策を採り得ると考えるか。